

令和7年9月
胎内市農業委員会
総会議事録

令和7年9月25日

決 裁				
会長	局長	係長	係	担当

胎内市 農業委員会 総会議事録

1 開催日時 令和7年9月25日（木）午後1時30分から午後2時11分

2 開催場所 胎内市役所 全員協議会室

3 出席委員

農業委員（14人）

会長： 1番： 松村 孝市	会長代理： 2番： 榎本 太
委員： 3番： 片野 敏彦	委員： 4番： 柳澤 兵庫
委員： 5番： 片野 賀津雄	委員： 6番： 川上 勝之
委員： 7番： 南波 雅子	委員： 8番： 安城 守英
委員： 9番： 三宅 寿晴	委員： 10番： 今井 輝子
委員： 11番： 長谷川 孝広	委員： 12番： 本間 浩
委員： 13番： 三浦 幸子	委員： 14番： 藤村 信広

農地利用最適化推進委員（8人）

委員： 中条： 15番： 高橋 一栄	委員： 中条： 16番： 吉村 優作
委員： 乙： 17番： 小泉 正	委員： 乙： 18番： 井上 優彦
委員： 築地： 19番： 信田 寿幸	委員： 築地： 20番： 水澤 幸男
委員： 黒川： 21番： 中川 金男	委員： 黒川： 22番： 中山 学

4 欠席委員（0人）

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 諸般の報告

第3 議事

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について
第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請について
第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請について
第4号議案 胎内市農用地利用集積等促進計画に係る意見について
第5号議案 胎内地区地域計画の変更に係る意見について
第6号議案 胎内農業振興地域整備計画の変更に係る意見について
第7号議案 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について

6 農業委員会事務局職員

事務局長：佐藤利勝、係長：小野智裕、主任：奥村正紀

7 会議の概要

議長	<p>ただ今から、令和7年9月の胎内市農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>本日の出席委員は14名であり、胎内市農業委員会会議規則第7条の規定により、会議は成立いたしました。</p> <p>それでは、日程第1、議事録署名委員の指名でございますが、今回は、3番片野敏彦委員、4番柳澤兵庫委員のお二人にお願いいたします。</p> <p>次に日程第2、諸般の報告をいたします。</p> <p>事務局報告願います。</p>
事務局	<p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>皆様のお手元にお配りしましたのは、8月の総会以降の行事等の内容であります。</p> <p>9月18日、9月の事前審査会を市役所2階会議室で開催し、3班の委員の皆様に案件を審査していただきました。</p> <p>以上で諸般の報告を終わります。</p>
議長	<p>次に日程第3、議事に入ります。</p> <p>始めに、第1号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>事務局説明願います。</p>
事務局	<p>第1号議案をご説明いたします。</p> <p>議案書1ページをお願いします。</p> <p>第1号議案は、譲渡人からの要望による贈与が2件、売買が3件の計5件であります。</p> <p>1番の案件は、譲渡人からの要望により柴橋地内の田について贈与するもので、面積は1筆486m²であります。</p> <p>2番の案件は、譲渡人からの要望により羽黒地内の田について贈与するもので、面積は1筆839m²であります。</p> <p>1番、2番ともに譲受人の耕作面積はありませんが、営農計画書の提出をいただいております。</p> <p>3番の案件は、譲渡人からの要望により柴橋地内の田について売買するもので、面積は1筆5,564m²、土地売買価格は総額○○円、10a当たり○○円であります。</p> <p>4番の案件は、譲渡人からの要望により小舟戸地内の田について売買するもので、面積は1筆287m²、土地売買価格は総額○○円、10a当たり約○○円であります。</p> <p>5番の案件は、譲渡人からの要望により船戸地内の田について売買するもので、面積は3筆2,667m²、土地売買価格は総額○○円、10a当たり約○○円であります。</p> <p>第1号議案は、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>第1号議案の事前審査結果について8番安城守英事前審査委員長から報告をお願いします。</p>

8番	<p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>去る9月18日、市役所2階農業委員会会議室におきまして、3班の委員4名及び事務局2名で、事前審査会を開催いたしました。</p> <p>第1号議案は、譲渡人からの要望による贈与が2件、売買が3件の計5件であります。詳細につきましては、事務局説明のとおりであり、事前審査会では許可相当と判断いたしましたので、本総会でのご審議をよろしくお願ひします。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、第1号議案について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありましたが、この件について、ご質問等ありましたらお受けいたします。</p>
	<p>(質疑・なしの声)</p>
議長	<p>質問等がないようなので、これで質疑を終わります。</p> <p>これより採決をいたします。</p> <p>第1号議案について、事前審査委員長報告のとおり許可することに、賛成の委員は挙手願います。</p>
	<p>(農業委員：挙手)</p>
議長	<p>全会一致と認めます。</p> <p>よって、第1号議案は許可することに決定いたしました。</p> <p>次に、第2号議案「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>事務局説明願います。</p>
事務局	<p>第2号議案をご説明いたします。</p> <p>議案書2ページをお願いします。</p> <p>第2号議案は、販売店舗及び駐車場整備のための転用が1件であります。</p> <p>1番の案件は、並木地内の田において、販売店舗及び駐車場整備の転用で、申請面積は1筆153m²であります。</p>
	<p>第2号議案は、転用面積・目的・資金計画等、申請内容は転用許可要件を満たしております。</p> <p>下段に案内図をお示ししてございますので、ご確認ください。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>第2号議案の事前審査結果について、8番安城守英事前審査委員長から報告をお願いします。</p>
8番	<p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>第2号議案は、販売店舗及び駐車場整備のための転用が1件であります。</p> <p>詳細につきましては事務局説明のとおりであり、事前審査会では許可相当と判断い</p>

	<p>たしましたので、本総会でのご審議をお願いします。 以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、第 2 号議案について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありましたが、この件について、質問等ありましたらお受けいたします。</p> <p>(質疑・なしの声)</p>
議長	<p>質問等がないようなので、これで質疑を終わります。 これより採決をいたします。</p> <p>第 2 号議案について、県農業会議に諮問せずに許可することに賛成の委員は挙手願います。</p> <p>(農業委員・挙手)</p>
議長	<p>全会一致と認めます。</p> <p>よって、第 2 号議案について、県農業会議に諮問せずに許可することに決定いたしました。</p> <p>次に、第 3 号議案「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>事務局説明願います。</p>
事務局	<p>第 3 号議案をご説明いたします。</p> <p>議案書 3 ページをお願いします。</p> <p>第 3 号議案は、資材置場及び駐車場整備のための転用が 1 件、住宅建築のための転用が 1 件、現場事務所及び駐車場のための一時転用が 1 件の計 3 件であります。</p> <p>1 番の案件は、柴橋地内の畠及び田において、資材置場及び駐車場を整備するための転用で、申請面積は 3 筆 491 m²、土地売買価格は○○円、坪当たり約○○円であります。</p> <p>2 番の案件は、あかね町地内の畠において、住宅を建築するための転用で、申請面積は 1 筆 264 m²、建築面積 98.69 m²、土地売買価格は○○円、坪当たり約○○円であります。</p> <p>3 番の案件は、船戸地内の畠において、現場事務所及び駐車場ための一時転用であります。申請面積は 1 筆 524 m²、転用期間は令和 7 年 10 月 1 日から令和 8 年 3 月 25 日までとするものであります。</p> <p>第 3 号議案は、転用面積・目的・資金計画等、申請内容は転用許可要件を満たしております。</p> <p>議案書 4 ページに案内図をお示ししてございますので、ご確認ください。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>第 3 号議案の事前審査結果について、8 番安城守英事前審査委員長から報告をお願いします。</p>

8番 議長 議長 議長 事務局 議長 8番	<p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>第3号議案は、資材置場及び駐車場整備のための転用が1件、住宅建築のための転用が1件、現場事務所及び駐車場のための一時転用が1件の計3件であります。</p> <p>詳細につきましては事務局説明のとおりであり、事前審査会では許可相当と判断いたしましたので、本総会でのご審議をお願いします。</p> <p>以上で報告を終わります。</p> <p>ただ今、第3号議案について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありました。この件について、質問等ありましたらお受けいたします。</p> <p>(質疑・なしの声)</p> <p>質問等がないようなので、これで質疑を終わります。</p> <p>これより採決をいたします。</p> <p>第3号議案については、県農業会議に諮問せずに許可することに賛成の委員は挙手願います。</p> <p>(農業委員・挙手)</p> <p>全会一致と認めます。</p> <p>よって、第3号議案については、県農業会議に諮問せずに許可することに決定いたしました。</p> <p>次に、第4号議案「胎内市農用地利用集積等促進計画に係る意見について」を議題といたします。</p> <p>事務局説明願います。</p> <p>第4号議案をご説明いたします。</p> <p>議案書5ページをお願いします。</p> <p>第4号議案の利用権設定は、農地中間管理機構と賃借権を新規に設定するものが1件であります。</p> <p>1番は、中間管理機構と10年間の賃借権を新規に設定するもので、10a当たりの賃料は10,000円であります。</p> <p>以上で利用権設定の説明を終わります。</p> <p>第4号議案の利用権設定の事前審査結果について、8番安城守英事前審査委員長から報告をお願いします。</p> <p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>第4号議案の利用権設定は、農地中間管理機構と賃借権を新規に設定するものが1件であります。</p> <p>詳細につきましては事務局説明のとおりであり、事前審査会では「意見なし」といた</p>
---	--

	<p>しましたので、本総会でのご審議をお願いします。 以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、第4号議案の利用権設定について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありました。この件について、質問等ありましたらお受けいたします。</p>
11番	<p>議案書に記載のある譲受人の住所ですが、相続人代表の方の住所ということでいいですか。</p>
事務局	<p>記載してある住所が、相続人代表の住所です。</p> <p>(質疑・なしの声)</p>
議長	<p>質問等がないようなので、これで質疑を終わります。 これより採決をいたします。</p> <p>第4号議案の利用権設定について、事前審査委員長報告のとおり承認することに賛成の委員は、挙手をお願いいたします。</p> <p>(農業委員・挙手)</p>
議長	<p>全会一致と認めます。</p> <p>よって、第4号議案の利用権設定は、承認することに決定いたしました。</p> <p>次に、第5号議案「胎内地区地域計画の変更に係る意見について」を議題といたします。</p> <p>事務局説明願います。</p>
事務局	<p>第5号議案をご説明いたします。</p> <p>議案書6ページをお願いします。</p> <p>第5号議案は、農業経営基盤強化促進法第19条第6項の規定に基づき、地域計画の変更について、農業委員会に意見聴取を行うものであります。</p> <p>地区の農家組合に書面にて区域の見直し等を中心に協議・確認を行い、変更となつたものであります。</p> <p>除外については、34エリアで、区域の見直しの主な内容は、農振の白地農地について、現状の耕作状況を踏まえて変更したものであります。</p> <p>編入についても、中山間地域等直接支払制度の実施のため1エリア変更があります。</p> <p>議案書7ページをお願いします。</p> <p>地域計画全体の数値の変更としまして、(1) 地域計画の区域の状況ですが、区域内の農用地等面積が4,475.76haとなっております。変更前より74ha減となっております。その他に赤字になっている箇所について変更されました。</p> <p>議案書10ページをお願いします。</p> <p>資料は追加された担い手のリストになっております。新たに2経営体が地区での協議のうえ、追加となっております。</p>

	<p>地区ごとの計画区域等の詳細については、図面を準備しておりますので、後ほどご確認をお願いします。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>第 5 号議案の事前審査結果について、8 番安城守英事前審査委員長から報告をお願いします。</p>
8 番	<p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>第 5 号議案は、地域計画の変更について、農業経営基盤強化促進法第 19 条第 6 項の規定に基づき、農業委員会に意見聴取を行うものであります。</p> <p>詳細につきましては事務局説明のとおりであり、事前審査会では「特に意見なし」と意見を付すことといたしましたので、本総会でのご審議をお願いします。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、第 5 号議案について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありましたが、この件について、質問等ありましたらお受けいたします。</p>
19 番	<p>議案書 8 ページの扱い手に対する農用地の集積に関する目標が 90% となっていて、現状の集積率が 52.57% となっている。以前報告を受けた現状の数値はもっと高かったと思うが。</p>
事務局	<p>地域計画で算出された集積率 52% と以前委員の皆様に活動の成果としてお出ししている集積率 78% では、分母である面積を含めて算定の仕方が違っている。地域計画で算出しているものと農業委員会で把握しているものと集積率は現在 2 つある状況になっている。</p>
	<p>(質疑・なしの声)</p>
議長	<p>質問等がないようなので、これで質疑を終わります。</p> <p>これより採決をいたします。</p> <p>第 5 号議案について、事前審査委員長報告のとおり「特に意見なし」と意見を付することに、賛成の委員は挙手願います。</p>
	<p>(農業委員：挙手)</p>
議長	<p>全会一致と認めます。</p> <p>よって、第 5 号議案は、「特に意見なし」と付することに決定いたしました。</p> <p>次に、第 6 号議案「胎内農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」を議題といたします。</p> <p>事務局説明願います。</p>
事務局	<p>第 6 号議案をご説明いたします。</p>

	<p>議案書 11 ページをお願いします。</p> <p>第 6 号議案は、農業振興地域の整備に関する法律第 13 条第 1 項の規定により、農業振興地域整備計画の変更を行うものであります。</p> <p>農業振興地域の変更については、農業委員会への意見聴取が求められているため議題としているものであります。</p> <p>議案資料の「1、編入」についてですが、中山間地域等直接支払制度の対象地としていることから編入が必要な箇所となっております。</p> <p>「2、除外」についてですが、④～⑥は今後転用予定のため除外となっております。</p> <p>議案書 12 ページをお願いします。</p> <p>⑦については、保安林指定される用地のため除外となっております。除外の要件としては、転用内容や農地の一体的な利用に支障がないこと等を県と協議して確認したうえで、除外の案件となっております。</p> <p>「3、用途変更」についてですが、草野地内に農機具格納庫を整備するため用途変更するものであります。</p> <p>議案書 13 ページから 21 ページに変更箇所の位置図と詳細図を付図番号ごとに資料としております。ご確認をお願いいたします。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>第 6 号議案の事前審査結果について、8 番安城守英事前審査委員長から報告をお願いします。</p>
8 番	<p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>第 6 号議案は、農業振興地域の整備に関する法律第 13 条第 1 項の規定により、農業振興地域整備計画の変更を行うものであり、農業委員会に意見聴取を行うものであります。</p> <p>詳細につきましては事務局説明のとおりであり、事前審査会では「特に支障なし」と意見を付すことといたしましたので、本総会でのご審議をお願いします。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、第 6 号議案について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありました、この件について、質問等ありましたらお受けいたします。</p>
11 番	<p>議案書 12 ページの須巻の除外理由に保安林指定のためとあるが、保安林の指定というものがあるのか。</p>
事務局	<p>保安林指定というものはあります、今回は県で保安林指定の確認の際に、農振地域との重複している箇所があるということで指摘を受けまして農振地域から除外するものとなっております。</p>
11 番	<p>保安林指定というのはどこが認定するものなのか。</p>
事務局	<p>国・県で指定します。</p>

	(質疑・なしの声)
議長	<p>質問等がないようなので、これで質疑を終わります。</p> <p>これより採決をいたします。</p> <p>第6号議案について、事前審査委員長報告のとおり「特に支障なし」と意見を付することに、賛成の委員は挙手願います。</p>
	(農業委員：挙手)
議長	<p>全会一致と認めます。</p> <p>よって、第6号議案は、「特に支障なし」と付することに決定いたしました。</p> <p>次に、第7号議案「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について」を議題といたします。</p> <p>事務局説明願います。</p>
事務局	<p>第7号議案をご説明いたします。</p> <p>議案書22ページをお願いします。</p> <p>第7号議案についてですが、今年度に入り、農地利用最適化推進委員による農地への不法投棄に伴う逮捕・起訴や農業委員会事務局職員による虚偽有印公文書の作成などの不祥事が続けて発生しております。</p> <p>この一連の不祥事を踏まえ、改めて、農業委員会組織が農業者の公的な代表機関として法令を遵守し、農地利用の最適化を実現する責務を負うことを申し合わせ、決議するものであります。</p> <p>それでは、内容について読み上げさせていただきます。</p> <p>「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議（案）、</p> <p>私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、農業者の公的な代表機関である農業委員会組織の一員として、法令に則り適正に農地制度を運用し、農地利用の最適化を実現する責務を負っている。</p> <p>特に、農地制度に基づく許認可に係る事務については、個人情報に接することも多く、公平・公正な運用はもちろんのこと、個人情報保護も徹底しなければならない。</p> <p>私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、高い倫理観を持ち、法令遵守を徹底するため、下記事項についてここに申し合わせ、決議する。</p> <p>1. 農業委員会が担っている職務と責任を改めて自覚し、法令に則り適正に農地制度を運用すること。特に、農業委員会法第31条の議事参与の制限、同第33条の議事録の公表を適切に実施して、農業委員会の議事の公正さを確保すること。</p> <p>2. 農業委員、農地利用最適化推進委員としての高い倫理観を維持し、法令遵守を徹底するための研修等を実施すること。</p> <p>令和7年9月25日、胎内市農業委員会</p> <p>また、5月にコンプライアンス研修を行った際に使用しました「信頼される農業委員会であるために」のパンフレットについて、今一度内容をご確認いただき、法令遵守の徹底をお願いいたします。</p>

	<p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、第7号議案について、事務局から説明がありましたが、この件について、ご質問等ありましたらお受けいたします。</p> <p>(質疑・なしの声)</p>
議長	<p>質問等がないようなので、これで質疑を終わります。 これより採決をいたします。 第7号議案について、決議することに賛成の委員は、挙手願います。</p> <p>(農業委員：挙手)</p>
議長	<p>全会一致と認めます。 よって、第7号議案は原案のとおり決議することに決定いたしました。 これで、本日の全ての日程を終了いたしました。 これを持ちまして、令和7年9月の胎内市農業委員会総会を閉会いたします。</p>

上記の経過を掲載し、相違ないことを証するため署名します。

令和7年9月25日

議長

3番

4番